

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会 第15回家きん疾病小委員  
会の概要について

## 1 日時

平成17年9月2日(金)9:30～12:30

## 2 場所

農林水産省消費・安全局第4・5会議室

## 3 概要

- (1) 茨城県下で発生している弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの状況と対応について、事務局より、本年6月以降、茨城県を中心に確認されている弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの状況及びその経緯等を説明し、弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針のあり方について、検討が行われた。

ア これまで得られた知見から、当面、別紙(案)により防疫対応を進めて差し支えないこととされた。また、移動制限や清浄性確認のための検査等についても議論が行われ、引き続き検討することとされた。なお、防疫指針の改正に当たっては、今後行われる農場監視プログラムの検査の実施状況、疫学調査やウイルスの性状分析の結果等も踏まえ、慎重に検討を進めるべきこととされた。

イ 8月30日以降、特定の地域で相次いで確認されている事例についても、この別紙(案)に基づき、的確なまん延防止の観点から、早期にとり決めることが望ましいとされた。

ウ なお、今回の地域では、多数の農場で発生が確認されているものの、周辺市町村の調査結果などによれば、現時点において感染は拡大していない。このため、家きん等の移動制限、農場での人や車両の入場制限、入退場時の消毒等の徹底した衛生管理を講じることにより、さらなるまん延拡大を防ぐことが可能と考えられることから、緊急ワクチンは必要ないとされた。

## (2) その他

ア 感染経路究明チームの座長である寺門委員より、これまでの感染経路究明チームの調査取組み状況について、報告があった。

イ この報告も踏まえ、ワクチンの使用等何らかの人為的な感染経路も否定できないことから、引き続きあらゆる可能性について予断を持たず、感染経路究明に努めるべきとされた。

## 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

これらの防疫措置は、いずれも鶏への本病のまん延を防ぐためのものです。  
鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

## 【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局衛生管理課

TEL :03-3502-8111(代表)

担当:川島(内線3201)、小倉(内線3202)

03-3502-8206(直通)

## 弱毒タイプの防疫対応について(案)

弱毒タイプについては、強毒タイプに変異するおそれがあることから、強毒タイプに準じた防疫措置を講じる必要があるが、今回の弱毒タイプの特性を踏まえ、以下により家畜防疫上のリスクを高めない範囲内での合理的な措置を講ずることができる。

### 【防疫措置】

原則として殺処分。ただし、弱毒タイプ確認農場の鶏舎のうち、ウイルスが分離されず、ウインドレス鶏舎等であり、適切な飼養管理が実施されることにより、ウイルスが容易に拡散しない場合(ウイルス検査陰性鶏舎)は、以下の農場監視プログラムを適用できる。

### (農場監視プログラム)

移動制限:発生確認時点で飼養されている農場内のすべての飼養家きんが処理されるまで、飼養家きん等の移動を制限。

検査:ウイルス陰性確認の2週間後から、2週間間隔でウイルス分離検査(30羽/1鶏舎)。本検査で陽性が確認された場合、当該陽性鶏舎の飼養家きんは殺処分。

家きん卵の取扱い:病原体の拡散防止措置が確認されたGPセンター等へ直接搬入できる。

家きんの最終的な取扱い:本プログラム適用から3か月間陽性が確認されない場合、処理を目的に移動できる。ただし、早期の処理が望ましい。

家きんの再導入:ウイルス検査陰性鶏舎への再導入は、経営再開検査後。ウイルス分離鶏舎への再導入は本プログラム適用から3か月後であって、モニター家きん導入による清浄性確認後に実施。